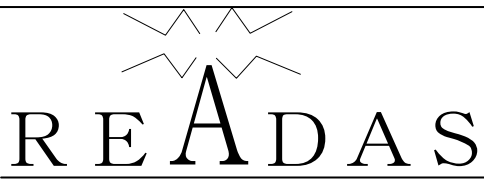


第 6046 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 9月21日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## パソコンの講習費用

**Q**：IT研修の一環として、社員をパソコン講習会に参加させようと思います。費用は会社で負担しますが、どのように取り扱われますか？

**A**：従業員の職務に直接必要な技術を習得するための実費負担額は給与になりませんので、必要経費として損金の額に算入することが認められます。

### 【解説】

会社が、従業員に奨学金を支給した場合や学費を負担して通学させた場合は、原則として、従業員が受ける経済的利益について、給与課税されます。

ただし、会社が自己の業務遂行上の必要に基づき、従業員としての職務に直接必要な技術もしくは知識を習得させ、又は免許もしくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用に充てるものとして支給される金品については、これらの費用として適正なものに限り課税されないこととされています。

したがって、会社が負担するパソコン講習費用が次のいずれにも該当するものであるときは、給与課税されず、必要経費として損金の額に算入することが認められます。

- ①その技術を習得することが会社の業務遂行上必要であること
- ②その技術がその従業員の職務に直接必要なものであること
- ③その金額がその技術を習得するための費用として適正なものであること

